省令

○総務省令第八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月六日

総務大臣　川端　達夫

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十五条」を「・第二十四条」に改める。

第二十五条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。